

令和 3 年 6 月 15 日

事業者 殿

八王子労働基準監督署長

Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策の実施について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における建設業の労働災害は令和 2 年に 49 件発生し、前年と比較して 35 件減少 (-41.7%) しましたが、発生状況をみると墜落災害が約 4 割を占め、足場等からの墜落災害や移動式クレーンの転倒災害など重篤な災害が発生しています。また、移動式クレーンを無資格で運転させた事業者、ドラグ・ショベルを無資格で運転させた事業者を書類送検しました。令和 3 年は 4 月末時点で昨年同期と同数 (11 件) となっていますが、墜落による死亡災害が 1 件発生しています(令和 2 年に死亡災害は発生していません)。

また、東京労働局管内では令和 3 年の建設業における死亡災害が 5 月 19 日時点で 11 人と前年同期(6 人)に比べ 5 人の増加であり、極めて憂慮すべき事態となっています。建設業において急増する死亡災害の撲滅を図るため、「Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱」を定め、本年 6 月 1 日から 7 月 31 日の期間において緊急対策を実施することとなりました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮した上で、緊急対策要綱に定めた建設事業者の実施事項に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、貴事業場において現在施工中又は今後施工予定の建設現場について同封の「Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策 急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組(自主点検)」を実施していただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先等】

八王子労働基準監督署 安全衛生課

TEL 042 - 680 - 8785

管内建設現場の元請事業者の皆様へ

建設業の死亡災害が
昨年同期の約2倍発生しています。
命を守る統括管理の徹底強化！

死亡災害が
急増
しています

[八王子労働基準監督署長メッセージ]

危険予知行動の習慣化で
安全・安心な現場づくりを
お願いします。

急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組

Safe work TOKYO

建設死亡災害**緊急**対策

取組期間

令和3年

6

月1日

7

月31日

東京労働局 八王子労働基準監督署

1 趣旨・目的

令和3年における東京労働局の建設業における死亡者数は、5月19日時点で11人と前年同期（6人）に比べ5人増加しており、極めて憂慮すべき事態となっている。

内訳をみると、死亡者数全体の55%が墜落・転落によるものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないこと、建設工事現場における安全衛生管理活動が低調になっていることが懸念される。

このことから、建設業において急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組として、建設工事現場に対する安全指導を強化するとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、各傘下の建設事業者に対して、墜落・転落防止を重点とした労働災害防止対策の強化の要請など各種の集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和3年6月1日～7月31日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施
- (2) 各労働基準監督署による建設業に対する集中的取組の実施
- (3) 建設業労働災害防止協会東京支部、発注者、大手建設業者に対する緊急対策要請
- (4) 建設工事に対する現場指導の集中的実施
- (5) 建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）
- (6) 大手建設業者との連絡会議の開催
- (7) 建設工事関係者（公共工事発注者等）連絡会議の開催
- (8) 局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による緊急対策確認パトロールの実施
- (9) 広報の実施
- (10) 建設事業者が行う実施事項に係る指導援助

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

- (1) 「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策要綱」の会員事業場、関係業者等への周知、取組要請
- (2) 上記3の実施事項への支援、協力
- (3) 会員事業場等に対する安全衛生活動の指導、援助
- (4) 現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

- (1) 「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策要綱」の関係労働者等への周知
- (2) 店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）
- (3) 施工現場における統括管理の強化及び墜落・転落防止対策の徹底等
統括安全衛生責任者による現場巡視の励行と安全総点検、施工計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前の危険予知活動の的確な実施、新規入場者等に対する安全衛生教育の強化など安全衛生管理の強化
高所作業自体が少なく済む工法の採用、墜落・転落危険場所における有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止器具の使用徹底
足場における墜落防止措置及び物体の落下防止措置、より安全な措置の徹底及び的確な強度検討
脚立等使用時における適切な用具の選定と適正な使用に係る関係労働者への教育の実施及び安全な作業手順の遵守徹底
熱中症予防対策における3管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の徹底等

6 その他

東京労働局では、集中的取組の実績等結果について公表を行う。